



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2200 円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 規則

- \*71 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課)
- \*72 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (出納室)

## 規 則

### 和歌山県規則第71号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年6月30日

和歌山県知事 木村良樹

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年和歌山県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の4を第2条の5とし、同条の前に次の1条を加える。

(就業の場所から勤務場所への移動等)

第2条の4 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

- (1) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動
- (2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動
  - ア 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第1項の適用事業に係る就業の場所
  - イ 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第1条第1項に規定する職員の勤務場所
  - ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項
- (2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第2条の2第1項第3号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第1項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第11条第1項中「(昭和42年法律第121号)」を削る。

第17条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号

から第20号までを1号ずつ繰り上げ、第21号を削る。

付則第5項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第29条第6項」を「第29条第8項」に改める。

付則第6項第1号及び第2号中「等級に該当」を「障害等級に該当」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

|          |
|----------|
| 在宅介護を行う介 |
| 介護用機器    |
| 在宅介護のための |

別記第19号様式の福祉事業記録簿中

|       |  |  |  |  |
|-------|--|--|--|--|
| 護人の派遣 |  |  |  |  |
|       |  |  |  |  |
| 住宅    |  |  |  |  |

|  |   |               |  |
|--|---|---------------|--|
|  | を | 在宅介護を行う介護人の派遣 |  |
|--|---|---------------|--|

|  |  |  |  |  |    |
|--|--|--|--|--|----|
|  |  |  |  |  | に、 |
|--|--|--|--|--|----|

|            |  |  |  |  |
|------------|--|--|--|--|
| 長期家族介護者援護金 |  |  |  |  |
| 身体障害者用自動車  |  |  |  |  |

|  |  |   |            |  |
|--|--|---|------------|--|
|  |  | を | 長期家族介護者援護金 |  |
|--|--|---|------------|--|

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|

に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例施行規則第2条の4及び第17条第1項各号の規定は、平成18年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害及び行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害及び行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

和歌山県規則第72号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年6月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「買受け等」を「買受け」に改め、同条第1項中「出納室」の次に「、警察本部会計課」を加え、同条第3項を削る。

第12条を次のように改める。

（証紙の交付等）

第12条 売りさばき機関及び警察本部会計課は、証紙交付申請書（別記第6号様式）により出納室から証紙の交付を受けなければならない。

2 指定金融機関の総括店（和歌山県指定金融機関等事務取扱規則（平成7年和歌山県規則第87号）第2条第2項に規定する総括店をいう。以下同じ。）は、証紙交付申請書により出納室から証紙の交付を受け、これをその本店営業部若しくは支店又はその他の営業所に交付しなければならない。

3 売りさばき機関、警察本部会計課及び指定金融機関の総括店は、前2項の規定により交付を受けた証紙を証紙返納書（別記第7号様式）により出納室に返納することができる。

第13条中「及び売りさばき機関」を「、売りさばき機関及び警察本部会計課」に改める。

第14条中「売りさばき機関の長」の次に「、警察本部会計課長」を加える。

別記第4号様式の備考中「法人登記簿謄本等」を「、当該法人の登記事項証明書等」に改める。

別記第6号様式中「（第7条関係）」を「（第12条関係）」に、

売りさばき機関の長氏名  
（指定金融機関名）



を

売りさばき機関の長氏名  
（警察本部会計課長氏名）  
（指定金融機関名）



に改める。

別記第7号様式中「売りさばき機関の長氏名



」を

売りさばき機関の長氏名  
（警察本部会計課長氏名）  
（指定金融機関名）



に改める。

別記第8号様式（その2）中「売りさばき機関」の次に「及び警察本部会計課」を加える。

別記第9号様式（その1）中「売りさばき機関の長の場合」を「売りさばき機関の長及び警察本部会計課長の場合」

に、「売りさばき機関の長氏名」を 売りさばき機関  
（警察本部会計

の長氏名 に改め、同様式（その1）に備考として次  
課長氏名）

のように加える。

備考 警察本部会計課にあつては、「売りさばき金額」の欄には、売りさばき人が証紙を買い受けた金額を記入すること。

別記第9号様式（その2）に備考として次のように加える。

備考 「売りさばき金額」の欄には、売りさばき人に売り払った証紙の代金額を含めて記入すること。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。